

中國第一歷史檔案館編

乾隆帝起居注
(九)

廣西師範大學出版社

中國第一歷史檔案館編

乾隆帝起居注
(九)

廣西師範大學出版社
· 桂林 ·

第九册

目錄

乾隆十五年（公元一七五〇年）

正月

初一日	(一)
初二日	(一)
初三日	(三)
初四日	(三)
初五日	(四)
初六日	(四)
初七日	(四)
初八日	(四)
初九日	(五)
初十日	(六)
十一日	(七)
十二日	(七)
十三日	(八)
十四日	(八)
十五日	(九)
十六日	(一)
十七日	(一)
十八日	(一)

二月

初一日	(二)
初二日	(二)
初三日	(三)
初四日	(三)
初五日	(四)
初六日	(四)
初七日	(五)
十九日	(二)
二十日	(二)
二十一日	(二)
二十二日	(二)
二十三日	(三)
二十四日	(三)
二十五日	(六)
二十六日	(八)
二十七日	(九)
二十八日	(二)
二十九日	(四)

初八日	(三三)
初九日	(三三)
初十日	(三三)
十一日	(三三)
十二日	(三四)
十三日	(三四)
十四日	(三四)
十五日	(三五)
十六日	(三七)
十七日	(三七)
十八日	(三八)
十九日	(三九)
二十日	(四〇)
二十一日	(四〇)
二十二日	(四一)
二十三日	(四三)
二十四日	(四四)
二十五日	(四四)
二十六日	(四五)
二十七日	(四六)
二十八日	(四六)
二十九日	(四六)
三十日	(四七)

三月

初一日	(四八)
初二日	(五〇)
初三日	(五〇)
初四日	(五四)
初五日	(五五)
初六日	(五五)
初七日	(五六)
初八日	(五七)
初九日	(五八)
初十日	(六一)
十一日	(六三)
十二日	(六四)
十三日	(六七)
十四日	(六九)
十五日	(七三)
十六日	(七五)
十七日	(七五)
十八日	(七六)
十九日	(七六)
二十日	(七六)
二十一日	(七七)

四月

初一日	(八二)
初二日	(八二)
初三日	(八四)
初四日	(八四)
初五日	(八六)
初六日	(八七)
初七日	(八八)
初八日	(九〇)
初九日	(九〇)
初十日	(九一)
十一日	(九二)
十二日	(九二)
十三日	(九六)
二十九日	(八一)
二十八日	(八〇)
二十七日	(八〇)
二十六日	(八〇)
二十五日	(七九)
二十四日	(七八)
二十三日	(七七)
二十二日	(七七)

五月

初一日	(一〇八)
初二日	(一〇八)
初三日	(一〇三)
初四日	(一〇三)
初五日	(一〇三)
二十九日	(一一六)
二十八日	(一一五)
二十七日	(一一五)
二十六日	(一一三)
二十五日	(一一二)
二十四日	(一一八)
二十三日	(一一七)
二十二日	(一一六)
二十一日	(一一五)
二十日	(一一三)
十九日	(一一一)
十八日	(一〇九)
十七日	(一〇六)
十六日	(一〇四)
十五日	(一〇三)
十四日	(一〇一)

初六日	(一三四)
初七日	(一三六)
初八日	(一三九)
初九日	(一三九)
初十日	(一四〇)
十一日	(一四四)
十二日	(一四五)
十三日	(一四九)
十四日	(一五一)
十五日	(一五二)
十六日	(一五四)
十七日	(一五四)
十八日	(一五四)
十九日	(一五四)
二十日	(一五九)
二十一日	(一六五)
二十二日	(一六七)
二十三日	(一六八)
二十四日	(一六八)
二十五日	(一七〇)
二十六日	(一七三)
二十七日	(一七四)
二十八日	(一七五)
二十九日	(一七六)

三十日	(一八一)
六月		
初一日	(一八三)
初二日	(一八四)
初三日	(一八五)
初四日	(一八五)
初五日	(一八六)
初六日	(一八七)
初七日	(一八七)
初八日	(一八八)
初九日	(一九〇)
初十日	(一九一)
十一日	(一九三)
十二日	(一九三)
十三日	(一九三)
十四日	(一九四)
十五日	(一九四)
十六日	(一九七)
十七日	(一九八)
十八日	(二〇〇)
十九日	(二〇一)
二十日	(二〇一)

七月

二十一日	(二〇三)
二十二日	(二〇三)
二十三日	(二〇五)
二十四日	(二〇九)
二十五日	(二一〇)
二十六日	(二一一)
二十七日	(二一一)
二十八日	(二一二)
二十九日	(二一三)
初一日	(二一五)
初二日	(二一五)
初三日	(二一六)
初四日	(二一六)
初五日	(二一八)
初六日	(二二〇)
初七日	(二二二)
初八日	(二二三)
初九日	(二二四)
初十日	(二二五)
十一日	(二二七)
十二日	(二二八)

八月

十三日	(二三〇)
十四日	(二三三)
十五日	(二三三)
十六日	(二三五)
十七日	(二三六)
十八日	(二三七)
十九日	(二三九)
二十日	(二四〇)
二十一日	(二四二)
二十二日	(二四四)
二十三日	(二四六)
二十四日	(二四九)
二十五日	(二五〇)
二十六日	(二五一)
二十七日	(二五三)
二十八日	(二五三)
二十九日	(二五四)
三十日	(二五四)
初一日	(二五七)
初二日	(二五七)
初三日	(二五九)

初四日……………(二六一)
 初五日……………(二六五)
 初六日……………(二六九)
 初七日……………(二七三)
 初八日……………(二七三)
 初九日……………(二七四)
 初十日……………(二七五)
 十一日……………(二七五)
 十二日……………(二七七)
 十三日……………(二七七)
 十四日……………(二七七)
 十五日……………(二七八)
 十六日……………(二七九)
 十七日……………(二七九)
 十八日……………(二八〇)
 十九日……………(二八〇)
 二十日……………(二八〇)
 二十一日……………(二八一)
 二十二日……………(二八一)
 二十三日……………(二八二)
 二十四日……………(二八二)
 二十五日……………(二八四)
 二十六日……………(二八五)
 二十七日……………(二八六)

二十八日……………(二八六)
 二十九日……………(二八七)
 九月
 初一日……………(二八八)
 初二日……………(二九〇)
 初三日……………(二九〇)
 初四日……………(二九〇)
 初五日……………(二九二)
 初六日……………(二九四)
 初七日……………(二九四)
 初八日……………(二九五)
 初九日……………(二九五)
 初十日……………(二九六)
 十一日……………(二九六)
 十二日……………(二九八)
 十三日……………(二九八)
 十四日……………(二九九)
 十五日……………(二九九)
 十六日……………(三〇一)
 十七日……………(三〇一)
 十八日……………(三〇二)
 十九日……………(三〇三)

十月

二十日	(三〇三)
二十一日	(三〇四)
二十二日	(三〇四)
二十三日	(三〇五)
二十四日	(三〇六)
二十五日	(三〇七)
二十六日	(三〇七)
二十七日	(三〇七)
二十八日	(三〇八)
二十九日	(三〇八)
三十日	(三〇八)
初一日	(三一〇)
初二日	(三一〇)
初三日	(三一〇)
初四日	(三一〇)
初五日	(三一〇)
初六日	(三一〇)
初七日	(三一〇)
初八日	(三一〇)
初九日	(三一〇)
初十日	(三一〇)

十一月

十一日	(三一七)
十二日	(三一七)
十三日	(三一七)
十四日	(三一七)
十五日	(三一七)
十六日	(三一七)
十七日	(三一七)
十八日	(三一七)
十九日	(三一七)
二十日	(三一七)
二十一日	(三一七)
二十二日	(三一七)
二十三日	(三一七)
二十四日	(三一七)
二十五日	(三一七)
二十六日	(三一七)
二十七日	(三一七)
二十八日	(三一七)
二十九日	(三一七)
三十日	(三一七)
初一日	(三一七)

初二日	(三三七)
初三日	(三三七)
初四日	(三三九)
初五日	(三四〇)
初六日	(三四二)
初七日	(三四五)
初八日	(三四六)
初九日	(三五〇)
初十日	(三五〇)
十一日	(三五三)
十二日	(三五三)
十三日	(三五四)
十四日	(三五四)
十五日	(三五五)
十六日	(三五七)
十七日	(三六〇)
十八日	(三六一)
十九日	(三六四)
二十日	(三六四)
二十一日	(三六八)
二十二日	(三六九)
二十三日	(三六九)
二十四日	(三六九)
二十五日	(三七〇)

二十六日	(三七〇)
二十七日	(三七三)
二十八日	(三七四)
二十九日	(三七六)
三十日	(三七九)
十二月		
初一日	(三八二)
初二日	(三八四)
初三日	(三八五)
初四日	(三八七)
初五日	(三八九)
初六日	(三八九)
初七日	(三九一)
初八日	(三九三)
初九日	(三九五)
初十日	(三九七)
十一日	(四〇〇)
十二日	(四〇〇)
十三日	(四〇二)
十四日	(四〇三)
十五日	(四〇四)
十六日	(四〇五)

十七日	(四〇八)
十八日	(四一〇)
十九日	(四一一)
二十日	(四一五)
二十一日	(四一八)
二十二日	(四一九)
二十三日	(四二〇)
二十四日	(四二〇)
二十五日	(四二〇)
二十六日	(四二一)
二十七日	(四二二)
二十八日	(四二二)
二十九日	(四二三)

乾隆

庚午正

先殿

先殿

堂子行禮畢率諸王貝勒貝子公侯伯內大臣侍衛

大學士都統尚書子侍郎學士等詣

皇太后宮行慶賀禮各官俱於午門外隨行禮畢

上御中和殿升座內大臣侍衛暨內閣翰林院禮

部樂部都察院詹事府等衙門官自行慶賀

禮畢

御太和殿升座諸王貝勒貝子文武大臣官員及

來朝外藩蒙古王貝勒貝子公台吉等朝鮮

諸國陪臣俱進表行慶賀禮畢詣

內殿

行皇殿

永安寺

弘仁寺

闡福寺行禮畢午刻

御太和殿賜滿漢臣工等宴申刻

御乾清宮賜王公等宴畢回

宮

是日

起居注官永世王際華奉寬金柱

初二日丙午

上詣

壽康宮請

太后安未刻

詣乾清宮賜臣工等宴是日大學士傅恒史貽直

奉

諭旨各省耗羨限兩以備地方

致致用而因湯

無稽考是以條例章程該部歲抄察核朕思有正供而後有耗羨耗羨非正不可比其未完之項雖應一體催徵但輸將不無拮据朕巡幸所至地方應酌量加恩以紓民力直隸屢經巡歷今春暨秋清蹕五臺命駕河汴明歲即當南幸江浙山東亦所必經所有耗羨內直隸山西河

南浙江四省未完銀兩全行豁免江蘇安徽山東三省未完銀兩蠲免十分之六着該督撫確查實數毋令吏胥借端挪抵正耗混淆暗行侵蝕倘有朦混滋弊即行叅奏從重治罪上司稍有徇隱一併嚴加議處務使閭閻均沾實惠以普恩膏又奉

諭旨國家欽恤民命德洽好生至於鰥寡榮獨尤

所矜憫是以定有獨子留養之例凡屬情輕俱已沾恩減等惟是愚民無知往往輕身鬪狠不知留養為格外施仁或轉恃此為倖免之路以致罹於法網因於案情稍重或理由尋釁金刃重傷雖經督撫聲請仍以原罪定擬不准留養固屬該犯罪所應得但聲請之案不過尋常鬪毆等類斷不至入於情實徒使淹禁囹圄不得

侍養而窮老孤孀無所倚賴深為軫惻朕思此等罪犯本非有謀故重情為常赦所不原既經定擬本罪拘繫逾時已足馴其桀驁之氣應量為未減俾得自新上年秋審此案犯經九卿定議矜減者必有二起餘仍監候着該部查明各犯祖父母父母現存果無次丁侍養俱以可矜減等請旨發落嗣後獨子犯罪未盡寬減者

該督撫於秋審朝審冊內聲明久御廢核時照此辦理以昭軫恤無告之意著為例

是日

起居注官郭肇鑽夢麟

初三日丁未

上奉

皇太后於金昭玉粹進早膳畢奉

皇太后詣

寧壽宮祝

定太妃九十壽進茶菓晚膳畢還

重華宮進酒是日大學士傅恒史貽直奉

諭旨張廷玉大學士負缺曾降旨俟伊南還日開

列今張廷玉既不知朕恩大學士缺不應久待

總督張允隨係

皇考簡耀封疆久經委任資格已深向來亦有總督

入閣者着即補授大學士雲貴總督負缺着碩

色調補兩廣總督負缺着陳大受補授吏部尚

書負缺着梁詩正補授其協辦大學士事亦即

着梁詩正協辦兵部尚書負缺着李元亮補授

是日

起居注官世貴錢維城

初四日戊申

以上辛祈穀於

上帝自是日為始

御齋宮致齋三日是日吏部奏請補授內閣學士

兼禮部侍郎負缺一疏大學士傅恒史貽直

奉

諭旨董邦達補授內閣學士

兼禮部侍郎

是日

起居注官文保金柱

初五日己酉

是日

起居注官表曰脩永世

初六日庚戌卯時

上於太和殿視祈穀於

上帝祝版禮畢回

宮已時由太和門乘輦詣

圜丘壇齋宮齋宿是日大學士傅恒史貽直奉

諭旨朕前往五臺山於二月初二日起程

是日

起居注官世貴永世王際華周長發

初七日辛亥寅時

上由齋宮詣

壇行祈穀於

帝禮畢回

宮詣

壽康宮詣

皇太后安

是日

起居注官陳大論奉寬郭肇鎮夢麟

初八日壬子

上詣

壽康宮詣

八后安

手瀛臺紫光閣幄次

賜蒙古諸王筵宴是日大學士傅恒史貽直奉

諭旨此次朕巡幸五臺大學士

史貽直不必隨駕

着大學士張允隨隨往又奉

諭旨朕此次巡幸五臺着莊親王和親王大學士
來保史貽直在京總理事務其月選之文員內
通判州縣等官武員內八旗護軍校驍騎校及
外省送到之補放水手官驍騎校等官弁并年
滿千總俱着王大學士照從前之例驗看可傳

諭該部知之

是日

起居注官顧汝楅奉寬

初九日癸丑

小詣

高殿行禮

幸永安寺

悅心殿是日大學士傅恒史貽直奉

旨可據甘肅巡撫鄂昌奏稱肅州并山丹縣地方
收成歉薄從前州縣有匿災未報查勘不實之
弊已飛飭委署寧夏道楊灝候補知縣許登第
逐一查明借給口糧等語甘省遠處邊陲地瘠
民貧非他省可比鄂昌於奏報賑務情形甚屬
遲緩着飭行其肅州被災地方已降旨緩征外

山丹縣被災之處所有本年未完正賦及帶徵
各年未完正借錢糧梘予緩征以紓民困併作
何資助之處該撫即速查明分別借賑一面奏
聞一面辦理副朕軫念邊氓至意該部即遵諭
速行又奉

旨高據甘肅巡撫鄂昌奏稱甘肅州府知府高繼光
於撥散賑糧全不如意督察錯謬疎玩已經具

檔案之主事巴達克圖等經該部察議具奏革職但念八旗此等人負自行首報後陞任補用者自屬不少如不徹底清查現在查出之人既經治罪而未經查出之人竟爾僥倖於理未合若各旗將此等人負俱行查叅革退朕心甚為不忍惟恐伊等失業深用惻然著傳諭八旗滿洲蒙古漢軍都統等將所管旗分另記檔案人

負徹底查明具奏造冊送吏戶兵三部以備查對此內現任文武官負俱加恩免其革職各留本任至停其陞轉并伊等子孫不准考試居官仍准挑補前鋒護軍馬甲之處俱照從前定例遵行所有另記檔案之現任文武官負朕既加恩免其革職其叅革之鑲黃旗主事巴達克圖亦照此辦理嗣後如遇伊等陞缺該部按冊查

疏題叅等語高繼光著革

缺着刑部郎中王組補授

是日

起居注官程景伊夢麟

初十日甲寅

上詣

壽康宮請

皇太后安

幸瀛臺紫光閣幄次

賜準噶爾使臣筵宴是日大學士傅恒史貽直奉

諭旨八旗另記檔案人等經朕屢次交查俱加恩

仍留本任定以停其陞轉之例乃欲辨名定分

以杜不肖上司之索詐併伊等希圖僥倖妄行

鑽營之弊也近據鑲黃旗蒙古都統查出另記